

公益社団法人全国大学体育連合 関東支部運用規約

(主旨)

第1条 この規約は、公益社団法人 全国大学体育連合 支部設置規程にもとづき、関東支部の運営に関することを定める。

(会員及び名称)

第2条 本支部は、茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、栃木県、長野県、新潟県、山梨県の会員により構成し、「公益社団法人全国大学体育連合関東支部」と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、原則として関東支部長の本務地に置く。

(目的)

第4条 本支部は、本法人本部と関東及び甲信越地方におけるこの法人の会員の緊密な連携のもとに、地域的独自性を有効に発揮し、本法人定款に定める目的の達成に呼応し、関東地方の大学体育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は、その目的達成のため、本法人の定款に定める事業について、関東及び甲信越地方の実情に応ずる事業を計画し、実施するものとする。

(役員)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 支部運営委員 12名以上17名以内

| | | |
|-------|-------|------|
| (内 訳) | 東京都 | 3名 |
| | 茨城県 | 1名 |
| | 神奈川県 | 1名 |
| | 群馬県 | 1名 |
| | 埼玉県 | 1名 |
| | 千葉県 | 1名 |
| | 栃木県 | 1名 |
| | 長野県 | 1名 |
| | 新潟県 | 1名 |
| | 山梨県 | 1名 |
| | 支部長推薦 | 5名以内 |

- (4) 監査委員 2名以内

(支部運営委員会)

第7条 本支部に、関東支部運営委員会を置く。

2 関東支部運営委員会は、支部長、副支部長、支部運営委員、監査委員で構成する。

(役員を選出)

第8条 本支部の役員は支部総会でこれを選任する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 支部長は、支部の業務を総理し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、予め支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- (3) 支部運営委員は、支部運営委員会を組織して、この規程に定めるもののほか、支部の支部総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- (4) 監査委員は本会の支部運営委員会の業務執行および会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の集結の時までとし、再任を妨げない。なお、役員の仕事中の交替は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本支部の会議は、この法人定款の総会及び理事会に関する規定を準用する。

- 2 支部総会は毎年1回おこなう。ただし、支部長が必要と認めた時、または会員の3分の1から開会の要求があったとき、支部長はこれを招集する。
- 3 支部総会は正会員の2分の1以上の者の出席をもって成立とする。ただし、委任状提出者も出席者とみなす。
- 4 支部運営委員会は毎年1回以上、支部長が招集する。
- 5 支部運営委員会は3分の2以上の者の出席をもって成立とする。ただし、委任状提出者も出席者とみなす。

(報酬)

第12条 役員の仕事は、この法人の役員の仕事及び費用に関する規程による。

(経費)

第13条 本支部の経費は、この法人からの交付金および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第14条 本支部の事業年度は、この法人と同じとする。

(規約の変更)

第15条 この規約は、支部総会にて出席者の過半数の同意を経て変更することができる。

附則 この規約は平成24年8月29日をもって施行する。